

Q

18

保佐人の辞任

病気や高齢により、保佐人の仕事を続けることができなくなった場合は、どうすればよいですか。



A

家庭裁判所に、「保佐人の辞任」の申立てをしてください。

【保佐人の辞任】

保佐人は、被保佐人の権利や財産を守るため、家庭裁判所に適任であると認められて選任されたわけですから、保佐人の都合で自由に辞任することはできません。被保佐人の利益を守れなくなるおそれがあるためです。

保佐人が辞任できるのは、正当な事由がある場合に限られ、その場合でも、家庭裁判所の許可を得て初めて辞任できることになっています。

「正当な事由」の例としては、病気や高齢のほかに、遠隔地への転居によって保佐人の職務を円滑に行えなくなった場合などが考えられます。

【新しい保佐人への引継ぎ】

保佐人を辞任する場合は、他に保佐人がいる場合を除いて、次の保佐人を選ばなくてはなりません。被保佐人の権利保護に支障を来さないように、「保佐人の辞任」の申立てと一緒に、後任の保佐人を選任するための「保佐人選任」の申立てをしてください。

辞任が許可された時は、すみやかにそれまで管理していた財産を新しい保佐人に引き継いでください。